

山口市文化財保護指導員設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市文化財保護指導員設置等に関する規則（平成17年10月1日教育委員会規則第42号。以下「規則」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 規則第2条の規定による文化財保護指導員（以下「指導員」という。）の職務は次のとおりとする。ただし、この職務の遂行において法律上の権限は有しないものとする。

- (1) 毎月1回以上、指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の巡視を行い、その保護に努めること。
- (2) 山口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指示により未指定文化財の定められた物件を調査し、教育委員会へ報告すること。
- (3) 指定文化財のき損行為を発見した場合は注意し、その行為を中止させるとともに直ちに教育委員会へ報告すること。
- (4) 指定文化財の異常及び無断現状変更を発見した場合は、速やかにその現状を教育委員会へ報告すること。
- (5) 埋蔵文化財の発見及び埋蔵文化財包蔵地の開発行為の発見については、直ちに教育委員会へ報告すること。
- (6) 指定文化財の保存管理上、必要と思われる事項について報告すること。
- (7) 指定文化財の破壊行為、防火措置、環境の保全、景観の維持などに留意し、文化財保護の重要性について適切な指導及び啓発を行うこと。

(解任)

第3条 指導員が次の各号に該当する場合、教育委員会はこれを解任することができる。

- (1) 本人から辞職の申し出があった場合
- (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないと認められる場合
- (3) 指導員として適格性を欠くと認められる場合
- (4) その他解任するべき特別な理由があると認められる場合

(会議)

第4条 山口市文化財保護指導員会議は随時開催する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。